

北上川を汚さないで

令和2年度～令和6年度の5ヶ年のゴミマップ

河川への廃棄物投棄の実態について

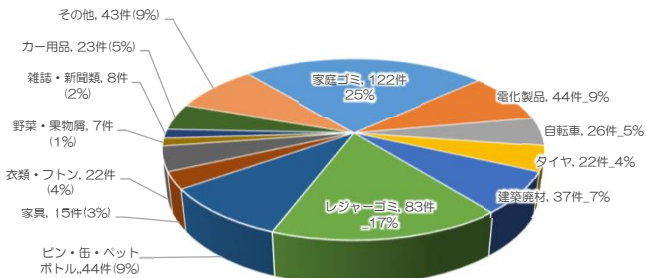
河川は、多様な生物の生息・成育の空間であり、人々の生活・やすらぎ・憩いの場を提供する自然環境の豊かな場所です。近年では、河川環境に対する国民の関心はきわめて高くなり、市民団体等により河川環境の保全のため、さまざまな活動が全国各地で行われています。

しかし、河川巡視により確認された廃棄物の概数調査から、全体の約4割以上が家庭からの生活ゴミであることがわかります。特に北上川では都南大橋・南大橋付近、雫石川では船場橋・雫石川橋付近において投案件数が多く確認されています。

前年に続き、今年度も不法投案件数は少なくなりましたが、細かなレジャーゴミやホイ捨てされた家庭ゴミ等は少なからず確認されているため、現在の河川環境を保全及び向上させるためには、流域住民一人一人の理解と協力が必要です。



種類別投棄数量 (R2～R6年度 総数 = 499件)



不法投棄箇所

30件未満 ●
30件以上 ●

不法投棄は重大な犯罪です!

廃棄物の処理及び清掃に関する法律【第5条・第16条】

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

- 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

河川法【河川法施行令第16条の4】

3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

- 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死骸その他の汚物若しくは廃物を捨てること。

北上川を汚さないで

令和2年度～令和6年度の5ヶ年のゴミマップ

河川への廃棄物投棄の実態について

河川は、多様な生物の生息・成育の空間であり、人々の生活・やすらぎ・憩いの場を提供する自然環境の豊かな場所です。近年では、河川環境に対する国民の関心はきわめて高くなり、市民団体等により河川環境の保全のため、さまざまな活動が全国各地で行われています。

しかし、河川巡視により確認された廃棄物の概数調査から、全体の約8割が家庭からの生活ゴミであることがわかります。特に北上川では新小八木橋、四丑橋、桜木橋・金ケ崎橋・江崎大橋付近などにおいて、投棄件数が多く確認されています。

今後、現在の河川環境を保全あるいは向上させるためには、流域住民一人一人の理解と協力が必要です。

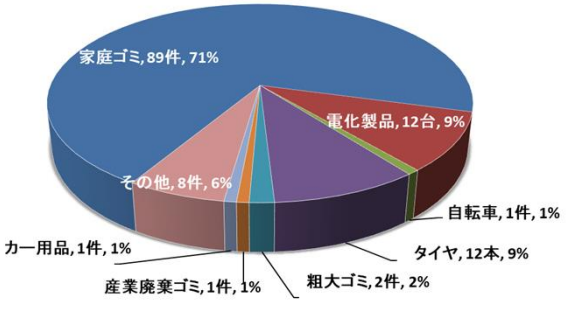


不法投棄箇所

- 5件未満 (Pink circle)
- 5件以上 (Red circle)



種類別投棄数量 (R2～R6年度 総数=102件)



不法投棄は重大な犯罪です!

廃棄物の処理及び清掃に関する法律【第5条・第16条】

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

- 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

河川法【河川法施行令第16条の4】

3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

- 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
- 河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死骸その他の汚物若しくは廃物を捨てること。

北上川を汚さないで

令和2年度～令和6年度の5ヶ年のゴミマップ

河川への廃棄物投棄の実態について

河川は、多様な生物の生息・成育の空間であり、人々の生活・やすらぎ・憩いの場を提供する自然環境の豊かな場所です。近年では、河川環境に対する国民の関心はきわめて高くなり、市民団体等により河川環境の保全のため、さまざまな活動が全国各地で行われています。

しかし、河川巡視により確認された廃棄物の概数調査から、全体の約6割が家庭からの生活ゴミであることがわかります。

今年度は不法投棄件数は少ない携行でしたが、細かなレジャーゴミやボイ捨てされた家庭ゴミ等は少なからず確認されているため、現在の河川環境を保全あるいは向上させるためには、流域住民一人一人の理解と協力が必要です。

空き缶・空き瓶



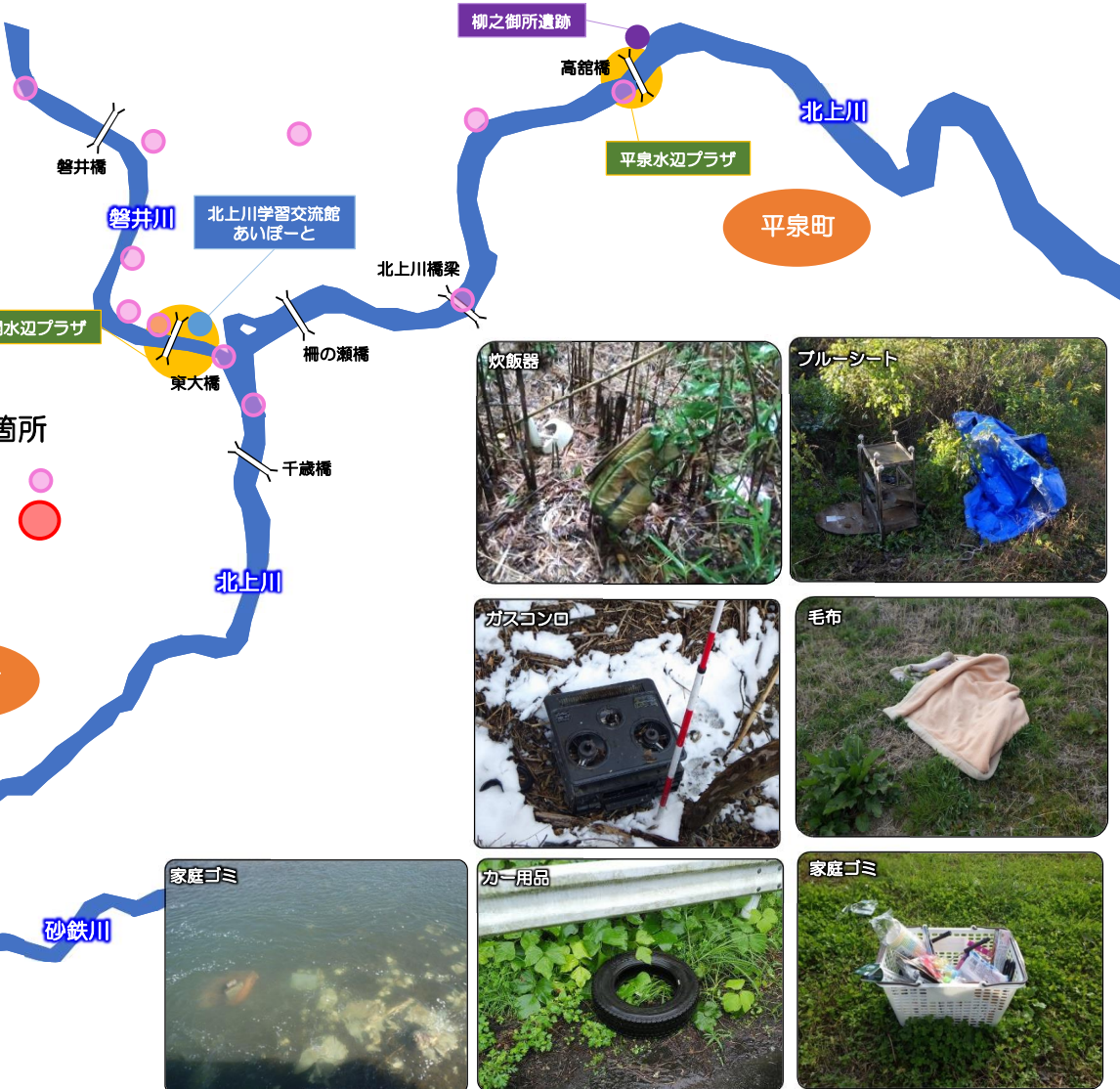
ドラム缶



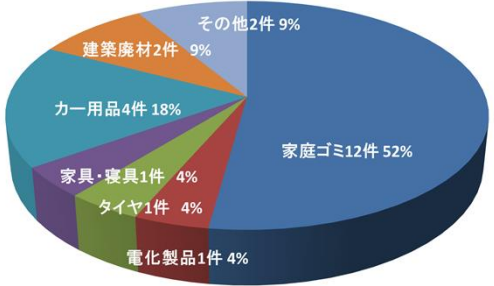
不法投棄箇所

5件未満

5件以上



種類別投棄数量(R2～R6年度 総数=23件)



不法投棄は重大な犯罪です!

廃棄物の処理及び清掃に関する法律【第5条・第16条】

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

- 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

河川法【河川法施行令第16条の4】

3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

- 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死骸その他の汚物若しくは廃物を捨てること。